

お知らせ

許可指定事項

- ・ 保険医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 生活保護指定医療機関
- ・ 自立支援（精神）指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関

診療報酬施設基準

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続測定器を用いる場合）
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行について

令和6年6月1日の診療報酬の改定において、糖尿病・高血圧症・脂質異常症で通院の患者様は「特定疾患療養管理料」が廃止になり、個人に応じた療養計画に基づき、専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することとなりました。

患者様には食事や栄養指導とともに目標設定など、個々に応じた「療養計画書」を4ヶ月に1度作成し、署名（サイン）をいただく必要があります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

また医師の判断のもと、患者様の状態に応じ「28日以上長期処方」又は「リフィル処方せん」の交付が可能となります。

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）確認に伴う加算算定について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができます。

マイナ保険証の利用を通じて他院での診療情報、特定健診の情報をオンライン資格確認システムより取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

上記体制の整備に伴いまして、令和6年6月より医療情報取得加算を以下の通り算定いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

	〈初診〉月1回	〈再診〉3月1回
・ マイナ保険証利用あり	1点	1点
・ マイナ保険証利用なし	3点	2点

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方することによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、患者様へ質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードのご利用にご協力をお願いいたします。

上記体制の整備に伴いまして、令和6年6月より医療 DX 推進体制整備加算として初診時に8点を算定いたします。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

文書料に関するお知らせ

診察料（初診料、再診料、往診料、出張料）、検査料は含みません。

1. 健康診断書・一般診断書・証明書 3300円（税込み）
2. 裁判所用診断書・弁護士会用診断書（複雑なもの） 5000円（税込み）
3. 生命保険用診断書・証明書 5000円（税込み）
（死亡診断書・障害診断書・廃疾診断書、口頭説明のみの場合も含む）
4. 生命保険・損害保健会社 医師等面談料 5000円（税込み）
（要予約/30分以内）